

平成 17 年度

法人税関係法令の改正の概要

国 税 庁

インターネットを利用して申告や納税ができる「e-Tax」（国税電子申告・納税システム）がご利用いただけます。

ご利用方法などの手続の詳細については、e-Tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)をご覧ください。

目 次

I 企業再生の場合の資産の評価損益と欠損金の繰越控除制度に関する改正	1
1 資産の評価益の益金不算入制度の整備	1
2 資産の評価損の損金不算入制度の整備	2
3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備	3
4 その他	4
II 減価償却制度に関する改正	5
III 引当金・準備金制度に関する改正	10
IV 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正	11
V 税額の計算に関する改正	13
1 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設	13
2 その他	15
VI その他の改正	16
1 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設	16
2 有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設	18
3 その他	18

略 語

改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）
改正法令	法人税法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第99号）
改正法規	法人税法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第32号）
改正措令	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）
改正措規	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成17年財務省令第37号）
法	改正法による改正後の法人税法
法令	改正法令による改正後の法人税法施行令
法規	改正法規による改正後の法人税法施行規則
措法	改正法による改正後の租税特別措置法
措令	改正措令による改正後の租税特別措置法施行令
措規	改正措規による改正後の租税特別措置法施行規則
旧法	改正法による改正前の法人税法
旧法令	改正法令による改正前の法人税法施行令
旧法規	改正法規による改正前の法人税法施行規則
旧措法	改正法による改正前の租税特別措置法
旧措令	改正措令による改正前の租税特別措置法施行令
旧措規	改正措規による改正前の租税特別措置法施行規則
会社更生法	改正法による改正後の会社更生法（平成14年法律第154号）
更生特例法	改正法による改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）
中小企業新事業活動促進法	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）
都市再生法等一部改正法	民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成17年法律第34号）

（注）この説明書は、平成17年6月1日現在の法令に基づいて作成しています。

I 企業再生の場合の資産の評価損益と欠損金の繰越控除制度に関する改正

1 資産の評価益の益金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人がその有する資産の評価換え（会社更生法又は更生特例法（以下「会社更生法等」といいます。）の規定による更生手続開始の決定に伴いこれらの法律の規定に従って行う評価換え等を除きます。）をしてその帳簿価額を増額した場合には、その増額した部分の金額は益金の額に算入しないというものです（旧法 25①、旧法令 24）。

〔改正の内容〕

- (1) 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定等があった場合の資産の評価換えに係る規定の整備
会社更生法等の規定に従って行う資産の評価換えに係る評価益は、これらの法律の規定による更生計画認可の決定があった日の属する事業年度の益金の額に算入することが明確化されました（法 25②）。
- (2) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定等があった場合の資産の評価益の益金算入制度の創設
法人に民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じた場合において、その法人がその有する資産の価額につき一定の評定を行っているときは、その資産（売買目的有価証券等一定のものを除きます。）の評価益の額は、これらの事実が生じた日の属する事業年度の益金の額に算入することとされました（法 25③）。

イ 対象となる事実

資産の評価益の額を益金の額に算入することとなるのは、次に掲げる事実が生じた場合です（法 25 ③、法令 24 の 2 ①、法規 8 の 5 ①）。

(イ) 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったこと
(ロ) 商法の規定による整理計画の決定があったこと
(ハ) 上記(イ)及び(ロ)に準ずる事実で、その債務処理に関する計画が次に掲げる要件に該当するもの - a 一般に公表された債務処理を行うための手続についての準則に従って策定されていること - b 債務者の有する資産及び負債につき、準則に定められた資産及び負債の価額の評定に関する事項に従って資産評定が行われ、その資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表が作成されていること - c bの貸借対照表における資産及び負債の価額、その債務処理に関する計画における損益の見込み等に基づいて債務者に対する債務免除額が定められていること - d 2以上の金融機関等又は政府関係金融機関若しくは協定銀行が債務の免除をすることが定められていること (注) aの準則は、公正かつ適正なものと認められるものであって、資産及び負債の価額の評定に関する事項など一定の事項が定められているものに限定されるとともに、特定の者（政府関係金融機関及び協定銀行を除きます。）が専ら利用するためのものは除かれます。

ロ 資産の価額の評定と評価益の額

資産の価額につき行う評定は、次表の左欄に掲げる事実の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる評定となり、益金の額に算入される評価益の額は、それぞれ同表の右欄に掲げる金額となります（法令 24 の 2 ③⑤）。

事 実	評 定	評 価 益 の 額
上記イの(イ)及び(ロ)に掲げる事実	資産の価額につき、左欄の事実が生じた時の価額により行う評定	左欄の事実が生じた時の資産の価額が、その事実が生じた時の直前の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額
上記イの(ハ)に掲げる事実	準則に定められた資産及び負債の価額の評定に関する事項に従って行う資産評定	資産評定による価額を基礎とした債務者の貸借対照表に計上されている資産の価額が、左欄の事実が生じた時の直前の帳簿価額を超える場合のその超える部分の金額

ハ 適用の対象資産から除かれる資産

次に掲げる資産については、この制度の適用の対象となる資産から除かれています（法令 24 の 2④、法規 8 の 5③）。

- (イ) 上記イの(イ)～(ハ)に掲げる事実が生じた日の属する事業年度開始の日前 5 年以内に開始した各事業年度又は各連結事業年度（以下「前 5 年内事業年度等」といいます。）において、国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入の規定等の適用を受けた減価償却資産
- (ロ) 法第 61 条の 3 第 1 項第 1 号《売買目的有価証券の評価益又は評価損の益金又は損金算入等》に規定する売買目的有価証券
- (ハ) 法令第 119 条の 14《償還有価証券の帳簿価額の調整》に規定する償還有価証券
- (ニ) 資産を一定の単位に区分した後のそれぞれの資産の価額とその帳簿価額との差額がその資産を有する法人の資本等の金額の 2 分の 1 に相当する金額と 1,000 万円とのいずれか少ない金額に満たない場合のその資産

（注）前 5 年内事業年度等において(イ)に掲げる規定等の適用を受けた固定資産（(イ)の減価償却資産を除きます。）で、その価額がその帳簿価額を超えるものについては、上記の「資産の価額とその帳簿価額との差額」は、その前 5 年内事業年度等において(イ)に掲げる規定等により損金の額に算入された金額又はその超える部分の金額のいずれか少ない金額を控除した金額となります。

二 適用要件等

この民事再生法の規定による再生計画認可の決定等に係る制度は、確定申告書に評価益の額の益金算入に関する明細の記載があり、かつ、評価益関係書類の添付がある場合に限り、適用されます。ただし、下記 2 の民事再生法の規定による再生計画認可の決定等による評価損の金額がある場合には、評価益に関する明細の記載及び関係書類の添付に加え、評価損の額の損金算入に関する明細の記載及び評価損関係書類の添付がある場合に限り、適用されます（法 25⑤、法規 8 の 5④）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)の改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に行う評価換えについて適用し、同日前に行った評価換えについては、改正前の規定が適用されます（改正法附則 10①②、78、84）。
- (2) 改正の内容の(2)の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に上記(2)イ(イ)～(ハ)に掲げる事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則 10③）。

2 資産の評価損の損金不算入制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は損金の額に算入しないというものです（法 33①）。

ただし、法人の有する資産（預金等を除きます。）につき、会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があったことによりその資産につき評価換えをする必要が生じたことその他の一定の事実が生じたことにより、その資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合において、その資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における資産の価額との差額に達するまでの金額は、損金の額に算入することとされています（旧法 33②、旧法令 68①）。

〔改正の内容〕

資産の評価損の規定についても、上記 1 に準じた改正が行われました（法 33、法令 68、68 の 2、法規 22 の 2）。

〔適用時期〕

改正後の会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があった場合の資産の評価損の損金算入の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に行う評価換えについて適用し、同日前に行った評価換えについては、改正前の規定が適用されます（改正法附則 11①）。

民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じた場合の資産の評価損の損金算入の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に上記 1 (2)イ(イ)～(ハ)に掲げる事実が生ずる場合について適用されます（改正法附則 11②）。

3 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の整備

〔制度の概要〕

この制度は、法人（連結子法人を除きます。）に商法の規定による整理開始の命令があったこと、民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことその他の一定の事実が生じた場合において、その事実が生じたことに伴いその役員若しくは株主等である者若しくはこれらであった者から私財の提供を受け、又はその事実が生じた時の債権者から債務の免除を受けるときは、その受ける日の属する事業年度前の事業年度において生じた欠損金額で法第 57 条第 1 項の規定及び第 58 条第 1 項の規定により損金の額に算入される青色欠損金及び災害損失金を控除した金額に相当する金額のうち、その私財提供益及び債務免除益の合計額に達するまでの金額について損金の額に算入するというものです（旧法 59①、旧法令 117、118）。

〔改正の内容〕

(1) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があった場合等の規定の整備

イ 資産の評価益又は評価損の益金算入又は損金算入があった場合の欠損金額の範囲の整備

この制度により損金の額に算入される欠損金額の範囲に関して、その法人につき民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことその他これに準ずる一定の事実が生じたことにより法第 25 条第 3 項《資産の評価益の益金算入》又は第 33 条第 3 項《資産の評価損の損金算入》の規定の適用を受ける場合には、その規定の適用を受ける事業年度（以下「適用年度」といいます。）の債務免除益、私財提供益及び資産の評価損益の合計額（その合計額が次の③の金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）に達するまでの金額について、法第 57 条第 1 項又は第 58 条第 1 項の規定の適用がある青色欠損金又は災害損失金（以下「青色欠損金等」といいます。）以外の欠損金を青色欠損金等に優先して損金の額に算入することとされました（法 59②、法令 117、118）。

したがって、この場合の損金算入額は、次の①～③のうち最も少ない金額となります。

- ① 適用年度終了の時における前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額の合計額から青色欠損金等を控除した金額
- ② 債務免除益、私財提供益及び資産の評価損益の合計額
- ③ 適用年度の法第 57 条第 1 項、第 58 条第 1 項及び第 59 条第 2 項の規定を適用しないで計算した場合の所得金額

（注）上記②の資産の評価損益の金額は、法第 25 条第 3 項の規定により適用年度の益金の額に算入される金額から法第 33 条第 3 項の規定により適用年度の損金の額に算入される金額を減算した金額となります（法 59②三）。

ロ 連結納税制度に係る規定の整備

次の改正が行われました（法 59、法令 155 の 4）。

- ① 適用対象法人に連結子法人が追加されました。
- ② 債務免除益及び私財提供益の計算に当たり、債権者及び役員若しくは株主等又はこれらであった者から債務者である連結法人と連結完全支配関係がある連結法人を除くこととされました。

(2) 会社更生法等の規定による更生手続開始の決定があった場合の規定の整備

会社更生法等に定められていた更生手続開始の決定があった場合における債務免除益等に相当する金額の益金不算入の規定が廃止され、法人税法に規定されたことによる所要の整備が行われました。（法 59①、法令 116 の 3、116 の 4、改正法附則 77、83）。

〔適用時期〕

- (1) 改正の内容の(1)の改正後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度（経過事業年度を除きます。）の所得に対する法人税について適用し、同日前に終了した事業年度（経過事業年度を含みます。）の所得に対する法人税については、改正前の規定が適用されます（改正法附則 12②、78、84）。

（注）「経過事業年度」とは、平成 17 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度のうち、法第 25 条第 3 項又は第 33 条第 3 項の規定により資産の評価益又は評価損を計上する事由となる一定の事実の生じた日の属する事業年度でその事実の生じた日が平成 17 年 4 月 1 日前であるものをいいます（改正法附則 12②）。

- (2) 改正の内容の(2)の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に会社更生法等の規定による更正手続開始の決定がされる場合について適用し、同日前にこれらの法律の規定による更正手続開始の決定がされた場合については、改正前の会社更生法等の規定が適用されます（改正法附則 12①、78、84）。

4 その他

資産の評価損益に係る法令の改正に関連し、次の改正が行われました。

(注)1 以下の表において「会社更生等評価換え」とは、会社更生法等の規定に従って行う評価換えをいいます。

2 以下の表において「民事再生等評価換え」とは、民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる一定の事実（以下「評価換えの基礎となる事実」といいます。）が生じた日の属する事業年度等において、法第25条第3項又は第33条第3項の規定により、資産の評価益又は評価損の額として一定の金額を益金の額又は損金の額に算入することをいいます。

改正事項	改正の内容	適用時期等
(1) 棚卸資産の取得価額の特例（法令33②、改正法附則10③、11②）	○ 棚卸資産につき民事再生等評価換えが行われた場合には、当該事業年度以後の各事業年度におけるその棚卸資産の評価額の計算については、その評価換えの基礎となる事実が生じた日においてその棚卸資産の取得価額にその評価益又は評価損の額を加算又は減算した金額によりその棚卸資産を取得したものとみなすこととされました。	平17.4.1以後に民事再生等評価換えが行われる棚卸資産について適用されます。
(2) 減価償却資産の償却の方法（法令48③～⑥、改正法附則10③、11②、改正法令附則6①）	○ 定率法を採用している減価償却資産につき、会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額の計算上、その減価償却資産について既に損金の額に算入された金額には、その減額された金額を含むものとされました。 ○ 生産高比例法を採用している鉱業用減価償却資産若しくは鉱業権又は国外リース資産につき、会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われた場合には、その評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度の償却限度額は、評価換え後の帳簿価額を基礎として計算することとされました。	① 民事再生等評価換えに関する改正後の規定は、平17.4.1以後に民事再生等評価換えが行われる資産について適用されます。 ② 会社更生等評価換えに関する改正後の規定は、平17.4.1以後に会社更生等評価換えが行われる資産について適用され、同日前に会社更生法等の規定に従って評価換えが行われた資産については、従来どおり適用されます。
(3) 減価償却資産の取得価額（法令54④、改正法附則10③、改正法令附則6①）	○ 減価償却資産につき会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された場合には、その評価換えが行われた事業年度以後の各事業年度においては、従前の取得価額にその帳簿価額が増額された金額を加算した金額をもってその資産の取得価額とみなすこととされました。	(2)の適用時期等と同じとなります。
(4) 減価償却資産の償却可能限度額（法令61①、改正法附則11②、改正法令附則6①）	○ 減価償却資産につき当該事業年度において会社更生等評価換え又は民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が減額された場合には、その減額された金額を当該事業年度までの各事業年度においてした償却の額の累積額に含めて償却可能限度額の計算を行うこととされました。	(2)の適用時期等と同じとなります。
(5) 損金経理額とみなされる金額がある減価償却資産の範囲等（法令61の3三、改正法附則10③）	○ 民事再生等評価換えが行われたことによりその帳簿価額が増額された減価償却資産について、その増額された金額は、その評価換えが行われた事業年度前の各事業年度の損金経理額とみなすこととされました。	(2)①の適用時期等と同じとなります。
(6) 繰延資産の償却限度額等（法令64②～⑤、改正法附則10③、11②、改正法令附則7） （法令66の2三、改正法附則10③）	○ 繰延資産の償却限度額について、上記（2）に準じた改正が行われました。 ○ 繰延資産の損金経理額とみなされる金額について、上記（5）に準じた改正が行われました。	(2)の適用時期等と同じとなります。 (2)①の適用時期等と同じとなります。
(7) 有価証券について評価換え等があった場合の一単位当たりの帳簿価額の算出の特例等（法令119の3②、改正法附則10③、11②） （法令119の4①②、改正法附則10③、11②）	○ 移動平均法を適用する有価証券について民事再生等評価換えが行われた場合には、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額は、評価換えの基礎となる事実が生じた日の前日におけるその有価証券の帳簿価額に、民事再生等評価換えによる評価益又は評価損の金額を加算又は減算した金額を基礎として算出することとされました。 ○ 総平均法を適用する有価証券について民事再生等評価換えが行われた場合には、評価換前期間（当該事業年度開始の時からそ	(2)①の適用時期等と同じとなります。 (2)①の適用時期等と同じとなります。

	の評価換えの直前の時までの期間をいいます。)及び評価換え後期間(その評価換えがあった時から当該事業年度終了の時までの期間をいいます。)をそれぞれ一事業年度とみなして、その有価証券の一単位当たりの帳簿価額を算出することとされました。 なお、この場合において、民事再生等評価換えは、評価換えの基礎となる事実が生じた時に行われたものとされます。	
(8) 外貨建資産等の評価換えをした場合のみなし取得による換算(法令122の2、改正法附則10③、11②)	○ 外貨建資産等について民事再生等評価換えが行われた場合には、評価換えの基礎となる事実が生じた時に、外貨建資産等の取得又は発生の原因となった外貨建取引を行ったものとみなすこととされました。	(2)①の適用時期等と同じとなります。
(9) 分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整(法令122の14④一・四、155の22③一・四、改正法附則10③、11②)	○ 譲渡損益調整資産につき一定の事由が生じた場合にその譲渡利益額又は譲渡損失額に相当する金額を益金の額又は損金の額に算入する金額の計算について、民事再生等評価換えが行われた場合が追加されました。	(2)①の適用時期等と同じとなります。
(10) 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入(法令123の8⑦四、改正法附則10③、11②)	○ 特定引継資産の譲渡等特定事由から民事再生等評価換えにおける評価損の計上を除くこととされました。	(2)①の適用時期等と同じとなります。

II 減価償却制度に関する改正

○ 特別償却制度等について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等								
(1) エネルギー需給構造改革推進設備等取得した場合の特別償却 (措法42の5①、68の10①、平4大蔵省告示第57号、平17財務省告示第122号)	○ 適用対象となる新エネルギー利用設備等から電気自動車が除かれました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。								
(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却 (措法42の7①四、68の12①四、平9大蔵省告示第221号、平17財務省告示第123号) (措法42の7①五、68の12①五、平11農林水産省告示第1335号、平17農林水産省告示第581号) (措法42の7①六～八、68の12①六～八、旧措法42の7①六・七、68の12①六・七、旧措令27の7⑨～⑪、39の42⑨～⑪、改正法附則1十九、31①、45①)	○ 特定旅館業を営む大規模法人について、適用対象資産から旅館業用電子計算機が除かれました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。								
	○ 認定農業者に該当する法人について、適用対象資産から次のものが除かれました。 ・ 自走式トレンチャー ・ 自走式畝立マルチ施肥機	同 上								
	○ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法が廃止され、中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴い、次のとおり制度が改組されました。	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平17.4.13）以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。								
	<table><tr><th>適 用 対 象 法 人</th><th>適用対象資産</th></tr><tr><td>イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者</td><td>当該承認経営革新計画に定める機械及び装置</td></tr><tr><td>ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者</td><td>当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置</td></tr><tr><td>ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後5年以内のもの</td><td>当該事業の用に供される機械及び装置</td></tr></table>		適 用 対 象 法 人	適用対象資産	イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者	当該承認経営革新計画に定める機械及び装置	ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者	当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置	ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後5年以内のもの	当該事業の用に供される機械及び装置
	適 用 対 象 法 人		適用対象資産							
イ 中小企業新事業活動促進法に規定する承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を行う同法に規定する中小企業者	当該承認経営革新計画に定める機械及び装置									
ロ 中小企業新事業活動促進法に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って異分野連携新事業分野開拓のための事業を行う同法に規定する中小企業者	当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に定める機械及び装置									
ハ 中小企業新事業活動促進法に規定する中小企業者で一定の業種に属する事業を営むもののうち設立の日以後5年以内のもの	当該事業の用に供される機械及び装置									
(注) 適用対象法人からはいずれも事業協同組合等及び大規模法人の子会社は除かれます。										
○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—									

(3) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却（措法42の10①、68の14①、旧措法42の10①、68の14①、改正法附則1十九、32、46）	○ 中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴う所要の整備が行われました。	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平17.4.13）以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。																									
(4) 特定設備等の特別償却（措法43①一、68の16①一、改正法附則33①、47①、昭48大蔵省告示第69号、平17財務省告示第124号、平17財務省告示第218号） （措法43①三、68の16①三、措令28⑧、39の46⑧、旧措法43①三、68の16①三、旧措令28⑧、39の46⑧、改正法附則33①、47①、昭48大蔵省告示第69号、平17財務省告示第124号）	○ 公害防止用設備に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="520 506 1150 602"> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>公 害 防 止 用 設 備</td><td>16%</td><td>14%</td></tr> <tr> <td>一般公害防止用設備に該当する構築物</td><td>12%</td><td>10%</td></tr> </table> ロ 次の設備について、その適用期限が平成18年3月31日まで1年延長されました。 ① 一般公害防止用設備 ・ 污水处理用設備のうち槽 ・ ばい煙処理用設備のうち煙突 ・ 污水处理用等設備のうち污水处理装置 ・ ばい煙処理用等設備のうちばい煙処理装置 ・ P C B汚染物等処理用設備のうち超高温焼却装置、分解装置、洗浄装置及び分離装置 ② 特定フロン等破壊等設備 ・ 特定フロン等破壊装置及び特定フロン等供給装置 ハ 一般公害防止用設備について、その適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。 ・ 污水处理用等設備のうち紫外線及びオゾン併用分解装置並びに逆浸透膜分離装置 ・ ばい煙処理用等設備のうち燃焼分解装置、触媒分解装置及び廃ガス冷却装置 ・ 窒素酸化物抑制設備のうち窒素酸化物抑制装置 ・ 産業廃棄物処理用設備のうち高温焼却装置及びばい煙処理装置 ニ 一般公害防止用設備に揮発性有機化合物排出抑制設備が追加されました。 ○ 船舶等に係る特別償却について、次の改正が行われました。 イ 適用対象資産となる船舶の要件に、環境への負荷の低減に資する一定のものが追加されました。 ロ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="520 1451 1150 1653"> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>内 航 船 舶</td><td>16%</td><td rowspan="2">16%</td></tr> <tr> <td>二 重 構 造 タ ン カ ー</td><td>18%</td></tr> <tr> <td>外 航 船 舶（3千トン未満）</td><td>16%</td><td>16%</td></tr> <tr> <td>外 航 船 舶（3千トン以上）</td><td>18%</td><td rowspan="2">18%</td></tr> <tr> <td>二 重 構 造 タ ン カ ー</td><td>19%</td></tr> </table> ハ 適用対象資産から船員訓練設備が除かれました。 ニ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改正前	改正後	公 害 防 止 用 設 備	16%	14%	一般公害防止用設備に該当する構築物	12%	10%	対 象 資 産	改正前	改正後	内 航 船 舶	16%	16%	二 重 構 造 タ ン カ ー	18%	外 航 船 舶（3千トン未満）	16%	16%	外 航 船 舶（3千トン以上）	18%	18%	二 重 構 造 タ ン カ ー	19%	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — 平17.6.1以後に取得等をするものについて適用されます。 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
対 象 資 産	改正前	改正後																									
公 害 防 止 用 設 備	16%	14%																									
一般公害防止用設備に該当する構築物	12%	10%																									
対 象 資 産	改正前	改正後																									
内 航 船 舶	16%	16%																									
二 重 構 造 タ ン カ ー	18%																										
外 航 船 舶（3千トン未満）	16%	16%																									
外 航 船 舶（3千トン以上）	18%	18%																									
二 重 構 造 タ ン カ ー	19%																										
(5) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（措法43の2①、68の17①、改正法附則33②、47②）	○ 建物及びその附属設備に係る特別償却割合が12%（改正前は13%）に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —																									
(6) 保全事業等資産の特別償却（旧措法43の3①、68の18①、旧措令	○ 特定中核的民間施設の特別償却が、適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって、廃止されました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。																									

28の3①～③、39の47①②、旧措規20の7①、22の30①、改正法附則33③、47③) (措法43の3①、68の18①、旧措法43の3②一、68の18②一、改正法附則33④、47④) (旧措法43の3②二、68の18②二、旧措令28の3⑥、39の47⑤、旧措規20の7②、22の30②、改正法附則33④、47④)	○ 保全事業等資産の特別償却について、次の改正が行われました。 - イ 山村振興法の保全事業等の計画に係る特別償却につき、機械及び装置の特別償却割合が13%(改正前は15%)に引き下げられるとともに、適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。 - ロ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の事業計画に係る特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。															
(7) 地震防災対策用資産の特別償却(措法44①、68の19①、措令28の4②、39の48②、旧措法44①、68の19①、旧措令28の4②④、39の48②③、改正法附則33⑤、47⑤、改正措令附則18①②、28①②、旧昭54総理府告示第26号、旧平14内閣府告示第12号、平17内閣府告示第33号、旧平15内閣府告示第288号、平17内閣府告示第34号、平17内閣府告示第35号、旧平15内閣府告示第289号)	○ 対象区域について、次のとおり見直しが行われました。 - イ 追加された区域……日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域として指定された区域 - ロ 除かれた区域……大規模地震対策特別措置法の地震防災対策強化地域のうち、地震防災対策用資産の普及が進んでいる地域として内閣総理大臣が指定する区域 ○ 特別償却割合が8%(改正前は9%)に引き下げられました。 ○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の施行の日以後に取得等をするものについて適用されます。 平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —															
(8) 特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却(措法44の2①、68の20①、改正法附則33⑥、47⑥)	○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。<table><tr><td>対 象 資 産</td><td>改 正 前</td><td>改 正 後</td></tr><tr><td>機 械 及 び 装 置</td><td>15%</td><td>14%</td></tr><tr><td>建物及びその附属設備</td><td>8%</td><td>7%</td></tr></table> ○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改 正 前	改 正 後	機 械 及 び 装 置	15%	14%	建物及びその附属設備	8%	7%	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —						
対 象 資 産	改 正 前	改 正 後															
機 械 及 び 装 置	15%	14%															
建物及びその附属設備	8%	7%															
(9) 事業革新設備の特別償却(措法44の4①、68の21①)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—															
(10) 特定電気通信設備等の特別償却(措法44の6①、68の23①、改正法附則33⑦、47⑦)	○ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。<table><tr><td colspan="2">対 象 資 産</td><td>改 正 前</td><td>改 正 後</td></tr><tr><td rowspan="2">電気通信利便性充実設備</td><td>デジタル送信用光伝送装置</td><td>10%</td><td>10%</td></tr><tr><td>加入者系光ファイバケーブル</td><td>6%</td><td>5%</td></tr><tr><td>広帯域加入者網普及促進設備</td><td>デジタル加入者回線多重化装置</td><td>15%</td><td>12%</td></tr></table> ○ 適用期限が次のとおり延長されました。 - イ 電気通信利便性充実設備及び広帯域加入者網普及促進設備に係る措置……平成18年5月31日まで1年2月延長 - ロ 放送番組制作効率化設備に係る措置……平成19年3月31日まで2年延長	対 象 資 産		改 正 前	改 正 後	電気通信利便性充実設備	デジタル送信用光伝送装置	10%	10%	加入者系光ファイバケーブル	6%	5%	広帯域加入者網普及促進設備	デジタル加入者回線多重化装置	15%	12%	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
対 象 資 産		改 正 前	改 正 後														
電気通信利便性充実設備	デジタル送信用光伝送装置	10%	10%														
	加入者系光ファイバケーブル	6%	5%														
広帯域加入者網普及促進設備	デジタル加入者回線多重化装置	15%	12%														
(11) 商業施設等の特別償却(措法44の7①、68の24①、措令28の10①②、39の53①②、旧措法44の7①一・二・四、68の24①一・二・四、旧措令28の10①～④、39の53①～④、旧措規	○ 中小小売商業振興法の共同店舗等整備計画に係る特別償却が廃止されました。 ○ 中小企業流通業務効率化促進法の認定計画に係る特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。 ○ 中小小売商業振興法の認定商店街整備計画に係る特別償却及び	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同 上 —															

20の12①、22の34①、改正法附則33⑧⑨、47⑧⑨)	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の認定振興計画に係る特別償却について、適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。										
(12) 製造過程管理高度化設備等の特別償却(措法44の8①、68の25①、旧措法44の8①、68の25①、旧措令28の11①、旧措規20の13①、改正法附則33⑩⑪、47⑩⑪)	○ 飼料製造設備等の特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。 ○ 製造過程管理高度化設備等に係る特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> <tr> <td>機 械 及 び 装 置</td><td>12%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>建物及びその附属設備</td><td>6%</td><td>5%</td></tr> </table> ○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	対 象 資 産	改 正 前	改 正 後	機 械 及 び 装 置	12%	10%	建物及びその附属設備	6%	5%	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
対 象 資 産	改 正 前	改 正 後									
機 械 及 び 装 置	12%	10%									
建物及びその附属設備	6%	5%									
(13) 特定地域における工業用機械等の特別償却(措法45①一、68の27、措令28の13①一、改正法附則33⑫、47⑫) (措法45①二、68の27、措令28の13①二・④、改正措令附則18③、平17総務省・農林水産省・国土交通省告示第59号) (措法45①三、68の27、措令28の13①三イ、改正法附則33⑫、47⑫)	○ 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 機械及び装置の特別償却割合が10%(改正前は11%)に引き下げられました。 ロ 適用期間が公示の日から21年間(改正前は19年間)に延長されました。 ○ 過疎地域等における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 対象地域となる過疎地域に類する地区に、半島振興対策実施地域として指定された地区のうち一定の要件を満たす地区が追加され、適用期限が平成19年3月31日までとされました。 ロ 過疎地域及び過疎地域に類する地区(奄美群島の地区を除きます。)並びに水源地域に係る適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。 ○ 離島振興対策実施地域等における工業用機械等の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特別償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1"> <tr> <th>対 象 資 産</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr> <tr> <td>機 械 及 び 装 置</td><td>11%</td><td>10%</td></tr> <tr> <td>建物及びその附属設備</td><td>7%</td><td>6%</td></tr> </table> ロ 離島振興対策実施地域及びこれに類する地区(奄美群島を除きます。)に係る適用期間が公示の日から14年間(改正前は12年間)に延長されました。	対 象 資 産	改 正 前	改 正 後	機 械 及 び 装 置	11%	10%	建物及びその附属設備	7%	6%	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — 半島振興対策実施地域として指定された日以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 — 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
対 象 資 産	改 正 前	改 正 後									
機 械 及 び 装 置	11%	10%									
建物及びその附属設備	7%	6%									
(14) 医療用機器等の特別償却(措法45の2①、68の29①、措規20の17④二・六・七、22の38、旧措法45の2①二、68の29①二、旧措令28の14②④⑧、39の58②④、旧措規20の17②二・三・③二、22の38②、改正法附則33⑬、47⑬、改正措令附則18④、28③、改正措規附則9①、平2大蔵省告示第24号、平15厚生労働省告示第145号、平17厚生労働省告示第146号)	○ 医療用機器の特別償却について、次の改正が行われました。 イ 特定民間施設の機能の發揮に資する機器の特別償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。 ロ 適用対象資産である救急医療用機器から、次の脳疾患の治療に資する機器等が除かれました。 ・超音波式経頭蓋血流測定装置 ・生体情報モニタ ハ 医療の安全の確保に資する機器について、次の改正が行われました。 ・輸液ポンプが除かれました。 ・生体情報モニタ連動ナースコール制御機、調剤誤認防止装置及び分娩監視装置が追加されました。 ニ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 同 上 同 上 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —									

(15) 特定医療用建物の割増償却(措法45の2②、68の29②、旧措法45の2②一、68の29②、改正法附則33④、47④)	○ 特定医療用建物の割増償却について、次の改正が行われました。 イ 適用対象資産から、介護保険法の介護老人保健施設の用に供される建物及びその附属設備が除かれました。 ロ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。									
(16) 建替え病院用等建物の特別償却(措法45の2④、68の29④)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—									
(17) 経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却(措法46①、68の30①、旧措法46①一、68の30①一、旧措令29①～③、39の59①～③、改正法附則33⑤⑥、47⑤⑥、改正措令附則18⑤⑥、28④)	○ 中小企業経営革新支援法の経営基盤強化計画に係る割増償却が、適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって、廃止されました。	平17.4.1前に経営基盤強化計画の承認を受けた特定組合等の構成員である法人の有するものについては、従来どおり適用されます。									
(18) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却(措法46の2①、68の31①)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—									
(19) 農業経営改善計画等を実施する法人の機械等の割増償却(措法46の3①一、68の32①一)	○ 農業経営基盤強化促進法の農業経営改善計画に係る割増償却について、適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—									
(20) 優良賃貸住宅等の割増償却等(措法47①③⑤、68の34①③⑤、改正法附則33⑦⑧、47⑦⑧、改正措令附則18⑦、28⑤、改正措規附則9②、12①)	○ 特定優良賃貸住宅の割増償却割合が次のとおり引き下げられました。 <table border="1" data-bbox="507 987 1114 1088"> <tr> <th>特定優良賃貸住宅の区分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>耐用年数35年未満のもの</td><td>21%</td><td>15%</td></tr> <tr> <td>耐用年数35年以上のもの</td><td>28%</td><td>20%</td></tr> </table> ○ 高齢者向け優良賃貸住宅の割増償却及び改良優良賃貸住宅の特別償却の適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。	特定優良賃貸住宅の区分	改正前	改正後	耐用年数35年未満のもの	21%	15%	耐用年数35年以上のもの	28%	20%	平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
特定優良賃貸住宅の区分	改正前	改正後									
耐用年数35年未満のもの	21%	15%									
耐用年数35年以上のもの	28%	20%									
(21) 特定再開発建築物等の割増償却(旧措法47の2③二、68の35③二、旧措令29の5②③、39の64②③、旧措規20の21②③⑤二、22の42②、改正法附則33⑨、47⑨、改正措令附則18⑧、28⑥、改正措規附則9③、12②) (措法47の2③三、68の35③三、措令29の5④⑤、39の64④⑤、措規20の21③⑤三、22の42③、改正法附則1二十、33②②、47②②) (措法47の2③五、68の35③、措令29の5⑨、措規20の21④⑤五、旧措令29の5⑨、改正法附則33②②、47②②、改正措令附則18⑨) (措法47の2①、68の35①)	○ 適用対象資産について、次の改正が行われました。 イ 適用対象資産から、都市再開発法の認定再開発事業計画に基づいて行われる再開発事業により整備される一定の建築物が除かれました。 ロ 適用対象資産に、都市再生特別措置法の認定整備事業計画に基づいて行われる都市再生整備事業により整備される一定の建築物が追加されました。 ハ 雨水貯留・利用浸透のための構築物について、土地の浸透性舗装でその面積が3,000㎡以上の規模のものが追加されるとともに、雨水貯留浸透施設の貯水容量要件が次のとおり引き上げられました。 <table border="1" data-bbox="517 1749 1150 1850"> <tr> <th>区 分</th><th>改正前</th><th>改正後</th></tr> <tr> <td>特定都市河川流域</td><td>100 以上</td><td>100 以上</td></tr> <tr> <td>その他の地域</td><td>200 以上</td><td>300 以上</td></tr> </table> ○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	区 分	改正前	改正後	特定都市河川流域	100 以上	100 以上	その他の地域	200 以上	300 以上	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 都市再生特別措置法等一部改正法附則第1条ただし書に規定する日(平17.4.27)以後に取得等をするものについて適用されます。 平17.4.1以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。 —
区 分	改正前	改正後									
特定都市河川流域	100 以上	100 以上									
その他の地域	200 以上	300 以上									
(22) 倉庫用建物等の割増償却(措法48①、68の36①、措令29の6②、39の65②、旧措法48①、68の36①、旧措令29の6②)	○ 適用対象法人が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に基づく認定又は確認を受けたものに限定されました。 ○ 適用対象資産が、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の認定総合効率化計画に記載された特定流通業務施設に限定された上で、その床面積要件等が次のとおりとされました。	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の施行の日以後に取得等をするものについて適用され、同日前									

6②、改正法附則1二十一、33②③、47②③、改正措令附則1七、18⑩⑪、28⑦、改正措規附則9④、12③)	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>改 正 前</th><th>改 正 後</th></tr><tr><td rowspan="2">普通倉庫</td><td>多 階 建 て</td><td>床面積2,000㎡以上</td><td>床面積3,000㎡以上</td></tr><tr><td>平 屋 建 て</td><td>床面積1,000㎡以上</td><td>床面積1,500㎡以上</td></tr><tr><td colspan="2">冷 蔵 倉 庫</td><td>容 積2,000 以上</td><td>容 積3,000 以上</td></tr><tr><td colspan="2">貯 蔵 槽 倉 庫</td><td>容 積4,500 以上</td><td>容 積6,000 以上</td></tr></table>	区 分		改 正 前	改 正 後	普通倉庫	多 階 建 て	床面積2,000㎡以上	床面積3,000㎡以上	平 屋 建 て	床面積1,000㎡以上	床面積1,500㎡以上	冷 蔵 倉 庫		容 積2,000 以上	容 積3,000 以上	貯 蔵 槽 倉 庫		容 積4,500 以上	容 積6,000 以上	に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
区 分		改 正 前	改 正 後																		
普通倉庫	多 階 建 て	床面積2,000㎡以上	床面積3,000㎡以上																		
	平 屋 建 て	床面積1,000㎡以上	床面積1,500㎡以上																		
冷 蔵 倉 庫		容 積2,000 以上	容 積3,000 以上																		
貯 蔵 槽 倉 庫		容 積4,500 以上	容 積6,000 以上																		
(23) 植林費の損金算入の特例（措法52、68の38、旧措法50）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—																			
(24) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却（旧措法52、68の39、改正法附則33②④、47②④、旧措令39の68）	○ 適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって、この特別償却制度が廃止されました。	平17.4.1前に支出した費用又は負担金については、従来どおり適用されます。																			

Ⅲ 引当金・準備金制度に関する改正

○ 引当金・準備金制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 海外投資等損失準備金（措法55④三・⑨⑩、68の43④三・⑧⑩、措令32の2⑬⑯⑰、39の72⑨⑩、改正法附則34①、48①、改正措令附則19①、29①）	○ 適格現物出資により外国法人である被現物出資法人（資源開発投資法人に該当するものを除きます。）に特定法人の株式等又は資源特定債権の全部又は一部を移転した場合には、海外投資等損失準備金を取り崩すこととされました。	平17.4.1以後に適格現物出資により外国法人である被現物出資法人に移転する特定法人の株式等又は債権について適用されます。
(2) 特定災害防止準備金（措法55の6①⑨、68の45①⑧）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(3) 特定都市鉄道整備準備金（旧措法56、68の47、旧措令32の9、39の75、旧措規21の6、22の48、改正法附則1二、34②、48②、改正措令附則1二、19②③、29②、改正措規附則1二、10①、13①）	○ 整備事業計画の認定期限（平成17年9月30日）の到来をもって、この準備金制度が廃止されます。	平17.10.1前に認定を受けた整備事業計画に係る特定都市鉄道整備準備金については、従来どおり適用されます。
(4) 電子計算機買戻損失準備金（措法57①、68の50①）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(5) 日本国際博覧会出展準備金（旧措法57の2、68の52、旧措令33の2、39の80、旧措規21の10、22の53、改正法附則34③、48③、改正措令附則19④、29③、改正措規附則10②、13②）	○ 適用期限（平成17年3月24日）の到来をもって、制度が廃止されました。	日本国際博覧会出展準備金を有する法人の平18.3.24を含む事業年度等以前の事業年度等の所得の金額の計算については、従来どおり適用されます。
(6) 使用済燃料再処理準備金（措法57の3、68の53、措令33の3、39の81、旧措法57の3、68の53、旧措令33の3、39の81、旧措規21の11、22の54、改正法附則1二十五、34④～⑫、48④～⑫、改正措令附則1十四、19⑤～⑦、29④、改正措規附則1十二）	○ 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の制定に伴い、同法の特定実用発電用原子炉設置者等が使用済燃料の再処理等に要する費用の支出に充てるため、同法の規定により資金管理法に使用済燃料再処理等積立金として積み立てた金額に相当する金額以下の金額を損金の額に算入するという外部積立方式の制度に改組されました。 なお、この法律の施行の際現に使用済燃料がある特定実用発電用原子炉設置者が、その施行の日を含む事業年度開始の日以後15年以内の日を含む各事業年度において、資金管理法に積み立てた金額のうち使用済燃料再処理等積立金とみなされる金額に相当する金額以下の金額を損金の額に算入することとされました。	原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の施行の日以後に終了する事業年度等分の法人税について適用されます。 なお、同日において改正前の規定により積み立てた使用済燃料再処理準備金の金額を有す

		る場合には、同日を含む事業年度開始の日以後15年以内の日を含む各事業年度等において均等に取り崩して益金の額に算入することとされています。
(7) 保険会社等の異常危険準備金(措法57の5、68の55、措令33の5②、39の83②、改正措令附則15)	○ 損害保険会社等の火災保険等に係る準備金の特例積立率が4%(改正前は3%)に引き上げられました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については従来どおり適用されます。
(8) 中小企業等の貸倒引当金の特例(措法57の9②、68の59②)	○ 公益法人等又は協同組合等の貸倒引当金の繰入限度額について、通常の繰入限度額の116%とする特例が、平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(9) 農用地利用集積準備金(措法61の2①、68の64①)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—

IV 資産譲渡の場合の課税の特例制度に関する改正

○ 資産譲渡の場合の課税の特例制度について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 土地の譲渡等がある場合の特別税率(措法62の3④七・八・十一・十四、68の68④、措令38の4⑫三・⑮⑮⑮、旧措令38の4⑫三・⑬三、措規21の19②七・④、旧措規21の19②二ハ)	○ 適用除外となる土地等の譲渡の範囲について、次の改正が行われました。 イ 都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る一定の都市再生整備事業の認定整備事業者に対する土地等の譲渡で、その譲渡に係る土地等がその都市再生整備事業の用に供されるものが追加されました。 ロ マンションの建替えの円滑化等に関する法律のマンション建替事業の施行者に対する隣接施行敷地の譲渡について、その対象となる施行マンションに、土地収用事業等の施行によりいわゆる既存不適格建築物とされるものが追加されました。 ハ 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である区画整理会社に対するその区画整理会社の株主又は社員の有する土地等の譲渡が、適用除外の対象とされる次の土地等の譲渡から除かれました。 ① 一定の一団の宅地の造成を行う法人に対する土地等の譲渡 ② 宅地の造成につき開発許可を要しない場合において住宅建設の用に供される一定の一団の宅地の造成を行う法人に対する土地等の譲渡 ニ 一定の業務を行う民間都市開発推進機構に対する土地等の譲渡が、当該業務の適用期限(平成17年3月31日)の到来をもって除かれました。	本措置は、平10.1.1から平20.12.31までの間の土地の譲渡等については適用しないこととされています。
(2) 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例(措法64①三、68の70①、措令39⑥、改正法附則1二十三、35①、49①) (措法64②二、68の70②、措令39⑮二、改正措令附則1十、20①)	○ 適用対象から次のものが除かれました。 イ 土地区画整理法による土地区画整理事業(施行者が区画整理会社であるものに限ります。)の施行に伴い、その区画整理会社の株主又は社員である者が、その有する土地等に係る換地処分により一定の清算金を取得する場合 ロ 土地区画整理法による土地区画整理事業(施行者が区画整理会社であるものに限ります。)の施行に伴い、土地等が買い取られることとなったことにより、その土地の上にあるその区画整理会社の株主又は社員の有する資産につき、取壊し又は除去をしなければならなくなった場合において、その資産の損失につき補償金を取得する場合	都市再生法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 都市再生法等一部改正法の施行の日以後に補償金を取得する場合について適用され、同日前に補償金を取得した場合については、従来どおり適用されます。

(3) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の4①十、68の75①、措令39の5⑩、措規22の5①十二、改正法附則35③、49③） （旧措法65の4①二、68の75①、旧措令39の5④、旧措規22の5①二ホ、改正法附則35②、49②） （旧措法65の4①十七、68の75①、旧措規22の5①二十二、改正法附則35④、49④） （旧措法65の4①十八、68の75①、旧措令39の5②⑥、旧措規22の5①二十三・②⑩、改正法附則35⑤、49⑤） （措法65の4①二十、68の75①、措令39の5③⑩、改正法附則1二十三、35⑥、49⑥） （措法65の4①三、68の75①、措令39の5⑦、改正措令附則1十、20②）	○ 適用対象に、地方公共団体又は一定の景観整備機構が景観計画に定められた景観重要公共施設の整備に関する事業の用に供するために、その景観計画の区域内にある土地等がこれらの者に買い取られる場合が追加されました。 ○ 適用対象から次のものが除かれました。 イ 地方公共団体が住宅又は生活関連施設の整備改善を図るために行う事業で一定のものの用に供するために土地等が買い取られる場合 ロ 日本道路公団法第19条第1項第5号に規定する施設の用に供するために土地等が日本道路公団に買い取られる場合 ハ 民間都市開発の推進に関する特別措置法附則第14条第2項第4号に規定する道路となるべき区域内の一定の土地等が民間都市開発推進機構に買い取られる場合 ○ 土地区画整理法の改正に伴い、適用対象から次のものが除かれました。 イ 土地区画整理法による土地区画整理事業（その施行者が区画整理会社であるものに限ります。）が施行された場合において、その区画整理会社の株主又は社員である者が、その有する土地等の上に存する建物等が建築基準法第3条第2項に規定する建築物等に該当していることにより、その土地等につき換地が定められなかったことに伴い清算金を取得する場合 ロ 一団の宅地の造成が土地区画整理法による土地区画整理事業として行われる場合で、その土地区画整理事業（施行者が区画整理会社であるものに限ります。）の施行に伴い、その区画整理会社の株主又は社員である者の有する土地等がその区画整理会社に買い取られる場合	平17.4.1以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。 平17.4.1前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 都市再生法等一部改正法の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った土地等の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の所得の特別控除（措法65の5①三、68の76、措規22の6④六、改正法附則1二十四、35⑦、49⑦）	○ 適用対象に、農業振興地域の整備に関する法律の農用地区域内にある一定の土地等を農業経営基盤強化促進法に規定する勧告に係る協議により、その勧告を行った市町村の長がその協議を行う者として定めた特定農業法人に譲渡した場合が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に行う土地等の譲渡に係る法人税について適用されます。
(5) 特定の資産の買換えの場合の課税の特例（措法65の7①十四、68の78①十二、措令39の7⑨⑩、39の106②③、措規22の7⑧八、22の69⑥八、改正措令附則1六、20③、30） （措法65の7①十六、68の78①十四、措令39の7⑩、39の106⑦、措規22の7④⑧十一・十二、22の69②⑥十一・十二、旧措法65の7①十六、68の78①十四、改正法附則1二十四、35⑧～⑩、49⑧⑨）	○ 既成市街地等内にある土地等の中高層耐火建築物の建築のための買換えに係る措置について、特定民間再開発事業の範囲に、都市再生特別措置法の認定整備事業計画に係る都市再生整備事業が追加されました。 ○ 農用地区域等内の土地等の買換えに係る措置につき、次の改正が行われました。 イ 農業経営基盤強化促進法の認定に係る特定農用地利用規程に定める特定農業法人（以下「特定農業法人」といいます。）の譲渡資産は、農用地区域等内にある土地等のうち、その特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域外にある土地等で、農業振興地域の整備に関する法律に規定するあつせんその他一定の手続により譲渡される土地等に限ることとされました。 ロ 特定農業法人の買換資産は、農用地区域等内にある土地等のうち、特定農用地利用規程に定められた農用地利用改善事業の実施区域内にある土地等に限ることとされました。	都市再生法等一部改正法附則第1条ただし書に規定する日（平17.4.27）以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に行う資産の譲渡に係る法人税について適用され、同日前に行った資産の譲渡に係る法人税については、従来どおり適用されます。 同 上

	ハ 特定農業法人の買換資産に、農業経営基盤強化促進法第27条の3に規定する勧告に係る協議により取得する農用地区域等内にある土地等が追加されました。	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行の日以後に取得する資産について適用されます。
(6) 認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例(措法65の13①、68の84①)	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—

V 税 額 の 計 算 に 関 す る 改 正

1 教育訓練費の額が増加した場合の法人税額の特別控除制度の創設

〔創設された制度の概要〕

この制度は、次に掲げる2つの仕組みから構成されています。

イ 増加教育訓練費の税額控除制度

この制度は、青色申告書を提出する法人（以下「青色申告法人」といいます。）の平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度等を除きます。ロにおいて同じ。）の損金の額に算入される教育訓練費の額(注)が比較教育訓練費の額を超える場合には、その超える部分の金額の25%相当額を法人税額から控除するというものです（措法42の12①）。

なお、控除を受ける金額は、当該事業年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

(注) 教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額がある場合には、その金額を控除した金額となります（以下同じ。）。

ロ 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除制度

この制度は、青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等について、上記イの増加教育訓練費の税額控除制度の適用を受けることに代えて、平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間に開始する各事業年度の損金の額に算入される教育訓練費の額の総額に一定の税額控除割合を乗じて計算した金額を法人税額から控除するというものです（措法42の12②）。

なお、控除を受ける金額は、当該事業年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

これらの制度の概要は、次のとおりです。

(1) 増加教育訓練費の税額控除制度

イ 適用対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用対象となる教育訓練費とは、法人がその使用人（その法人の役員と特殊の関係のある者及び使用人兼務役員を除きます。）の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次のものをいいます（措法42の12③二、措令27の12③、措規20の5の3①～③）。

区 分	対 象 と な る 教 育 訓 練 費
① 法人がその使用人に対して教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」といいます。）を自ら行う場合	・ 教育訓練等のために講師又は指導者（その法人の役員又は使用人である者を除きます。）に対して支払う報酬、旅費などの費用及び専門的知識を有する者に対して支払う教育訓練等に関する計画又は内容の作成の委託費用 ・ 教育訓練等のための施設、設備その他の資産の賃借費用及びコンテンツの使用料
② 法人から委託を受けた他の者（その法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含みます。）が教育訓練等を行う場合	・ 教育訓練等のために当該他の者に対して支払う費用
③ 法人がその使用人を他の者が行う教育訓練等に参加させる場合	・ 授業料、受講料、受験手数料その他の当該他の者が行う教育訓練等に対する対価として支払うもの
④ 法人が教育訓練等の用に供する教科書その	・ 教科書等の教材の購入に要する費用又はその製

他の教材の購入又は製作をした場合 (注) その教材が減価償却資産である場合には、法令第133条《少額の減価償却資産の取得価額の損金算入》の規定の適用を受けるものに限りま。また、製作をした場合にあっては、他の者に委託して製作をした場合に限りま。	作のために他の者に支払う費用（その教科書等が①～③に掲げる場合において使用されるものである場合には、①～③に定める費用に該当するものを除きます。）
--	--

(注) その法人の役員と特殊の関係のある者とは、次に掲げる者をいいます（措令27の12②）。

- ① 役員の親族
- ② 役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ 上記①②に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの
- ④ 上記②③に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

ロ 比較教育訓練費の額

この制度は、その適用を受けようとする事業年度（以下「適用年度」といいます。）の教育訓練費の額が比較教育訓練費の額を超える場合に適用されます。

比較教育訓練費の額は、次の算式により計算します（措法42の12③三）。

$$\text{比較教育訓練費の額} = \frac{\text{適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の教育訓練費の額の合計額}}{\text{適用年度開始の日前2年以内に開始した各事業年度の数}}$$

(注) 算式の分子の「各事業年度の教育訓練費の額」については、当該各事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各事業年度の月数で除して計算した金額となります。

ハ 税額控除限度額

税額控除限度額は、次の算式により計算します。

なお、控除を受ける金額は、適用年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

$$\text{税額控除限度額} = \left(\text{適用年度の教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額} \right) \times \text{税額控除割合 (25\%)}$$

(2) 中小企業者等の教育訓練費の総額に係る税額控除制度

イ 適用対象法人

この制度の適用対象とされる法人は、青色申告法人である中小企業者に該当する法人又は農業協同組合等です。

(注) 中小企業者とは、資本若しくは出資の金額が1億円以下の法人（その発行済株式の総数又は出資の金額の2分の1以上を同一の大規模法人に所有されている法人及びその発行済株式の総数又は出資の金額の3分の2以上を大規模法人に所有されている法人を除きます。）又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいいます（措法42の4⑦、措令27の4④）。

ロ 適用対象となる教育訓練費の範囲

この制度の適用対象となる教育訓練費の範囲は、(1)のイと同様です。

ハ 税額控除限度額

税額控除限度額は、教育訓練費の総額に次の表の教育訓練費増加割合に応じた税額控除割合を乗じて計算した金額です。

なお、控除を受ける金額は、適用年度の所得に対する法人税額の10%相当額が限度となります。

教育訓練費増加割合	税 額 控 除 割 合
40%以上	20%
40%未満	(教育訓練費増加割合×0.5) %

$$\text{教育訓練費増加割合} = \frac{\text{適用年度の教育訓練費の額} - \text{比較教育訓練費の額}}{\text{比較教育訓練費の額}}$$

(注)1 比較教育訓練費の額は、(1)のロに掲げる算式により計算します（措法42の12③三）。

2 税額控除割合に小数点以下3位未満の端数（％表示にあっては、小数点以下の1位未満の端数）があるとき

は、これを切り捨てます。

(3) 適用要件等

上記(1)及び(2)の規定は、確定申告書等にこれらの規定による控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、当該金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用されます（措法 42 の 12⑤）。

また、教育訓練等の実施年月日等所定の事項を記載した書類を確定申告書等に添付しなければなりません（措令 27 の 12④、措規 20 の 5 の 3 ④）。

(4) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(3)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 15 の 2、措令 39 の 45 の 2、措規 20 の 29）。

〔適用時期〕

(1) 改正内容の(1)から(3)までの規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます。

(2) 改正内容の(4)の規定は、平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する連結事業年度分の法人税について適用されます。

2 その他

その他の税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除（措法42の4⑫二、68の9⑫一、措令27の4⑨、39の39⑩三、旧措令27の4⑨四・五、39の39⑩三、改正措令附則16①、27①）	○ 適用対象となる試験研究費の範囲から次の負担金が除かれました。 イ 沖縄振興特別措置法の特定組合等が中小企業経営革新支援法の承認を受けた経営革新計画に係る負担金として賦課されるもの ロ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の高度化基準の認定を受けた法人が試験研究計画に係る負担金として賦課されるもの	平17.4.1前に支出した負担金については、従来どおり適用されます。
(2) エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5②、68の10②、平4大蔵省告示第57号、平17財務省告示第122号）	○ エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却（5ページ参照）と同様の改正が行われました。	平17.4.1前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(3) 事業基盤強化設備を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の7②③、68の12②③、旧措法42の7②③、68の12②③、旧措令27の7⑨～⑪、39の42⑨～⑪、改正法附則1十九、31、45）	○ 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却（5ページ参照）と同様の改正が行われました。 ○ 中小企業事業活動促進法の経営革新事業を行う中小企業者について、資本金等の制限がされないこととなりました。	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平17.4.13）以後に取得等をするものについて適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。
(4) 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の法人税額の特別控除（措法42の10②③、68の14②③、旧措法42の10②③、68の14②③、改正法附則1十九、32、46）	○ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合等の特別償却（6ページ参照）と同様の改正が行われました。	(3)の適用時期等と同じとなります。
(5) 中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用	○ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法及び新事業創出促進法が廃止され、中小企業経営革新支援法が中小企業新事業活動促進法に改正されたことに伴い、次のとおり制度が改組されま	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平

(措法68の2①②、68の109①③、措規22の20、22の80、旧措法68の2①②、68の109①～③、旧措令39の34の2②～⑦、39の128②～⑤、旧措規22の20二～四、22の80二～四、改正法附則1十九、43①②、54①②)

した。

適用対象法人	適用事業年度
イ 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する同族会社	設立後10年以内の各事業年度
ロ 中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた上記イの中小企業者に該当する同族会社	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各事業年度

17.4.13)以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。

VI そ の 他 の 改 正

1 組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

法人が特定組合員に該当する場合で、かつ、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等一定の場合に該当するときは、その法人のその事業年度の組合損失額のうちその法人のその組合事業に係る出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分の金額に相当する金額（一定の場合には、その組合損失額に相当する金額の全額）は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないという制度が創設されました。（措法67の12）。

この制度の概要は次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、特定組合員に該当する法人です。

特定組合員とは、組合契約に係る組合員のうち、次に掲げる組合員以外のものをいいます（措法67の12①、措令39の31②）。

- イ 組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け又は組合事業に係る多額の借財に関する業務（重要業務）の執行の決定に関与し、かつ、これらの重要業務のうち契約を締結するための交渉その他の重要な部分を自ら執行する組合員（組合員になって以後一度でも重要業務の執行の決定に関与しなかった又はその重要業務の重要な部分を執行しなかった組合員等を除きます。）
- ロ 一定の組合員のすべてが組合契約が効力を生ずる時等から組合契約に定める計算期間で既に終了したもののうち最も新しいものの終了の時まで組合事業と同種の事業（その組合事業を除きます。）を主要な事業として営んでいる場合におけるこれらの組合員

（注）組合契約とは、次のものをいいます（措法67の12③一・二、措令39の31①②）。

- イ 民法第667条第1項に規定する組合契約
- ロ 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約
- ハ 外国における上記イ又はロに類する契約（外国における有限責任事業組合契約に類する契約を含みます。）
- ニ 匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含みます。）及び外国におけるこれに類する契約

(2) 適用対象とされる場合

この制度の適用対象とされる、その組合契約に係る組合事業につきその債務を弁済する責任の限度が実質的に組合財産の価額とされている場合等一定の場合とは、次に掲げる場合をいいます（措法67の12①、措令39の31③、措規22の18の2①～④）。

- ① 組合債務（組合事業に係る債務をいいます。以下同じ。）の額のうちに占める責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、組合財産の種類、組合債務の弁済に関する契約の内容その他の状況からみて、組合債務を弁済する責任が実質的に組合財産となるべき資産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合

（注）責任限定特約債務とは、組合債務のいずれかにつきその弁済の責任が、特定の組合財産に限定されている場合、組合財産の価額が限度とされている場合その他これらに類する場合におけるその組合債務をいいます。

- ② 組合事業について損失が生じた場合にこれを補てんすることを約し、又は一定額の収益が得られなかった場合にこれを補足することを約する契約その他これに類する契約（以下「損失補てん等契約」といいます。）が締結され、かつ、その損失補てん等契約が履行される場合には、その組合事業による累積

損失額がおおむね出資金合計額以下の金額となり、又はその累積損失額がなくなると見込まれると (注) 累積損失額とは、その組合事業の各計算期間の損失の額の合計額がその各計算期間の利益の額の合計額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。また、出資金合計額とは、各組合員が出資をした金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額をいいます。
③ その組合員が組合債務を直接に負担するものでない場合
④ その組合員に係る組合契約又は損益分配割合の定めの内容、個別組合債務の額のうち占める個別責任限定特約債務の額の割合、組合事業の形態、その組合員に帰せられる組合財産の種類、個別組合債務の弁済に関する契約の内容その他の状況からみて、その組合員が個別組合債務を弁済する責任が実質的にその組合員に帰せられる組合財産となるべき資産に限定され、又はその価額が限度とされていると認められる場合 (注) 個別組合債務とは、組合債務のうちその組合員に帰せられるものをいい、組合員持分担保債務（その組合員となる者がその組合契約に基づく出資を履行するために組合財産に対する自己の持分その他組合員が有することとなる権利を担保として行った借入れに係る債務をいいます。）を含みます。また、個別責任限定特約債務とは、責任限定特約債務のうちその組合員に帰せられるもの（組合員持分担保債務のうち責任限定特約債務に相当するものを含みます。）をいいます。
⑤ その組合員につき、組合事業に係る損失補てん等契約が締結され、かつ、その損失補てん等契約が履行される場合には、その組合員のその組合事業による組合員累積損失額がおおむね出資金額以下の金額となり、又はその組合員累積損失額がなくなると見込まれるとき (注) 組合員累積損失額とは、その組合事業の各計算期間の損失の額のうちその組合員に帰せられるものの合計額がその各計算期間の利益の額のうちその組合員に帰せられるものの合計額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。また、出資金額とは、その組合員が出資をした金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額（組合員持分担保債務の額に相当する金額を除きます。）をいいます。
⑥ 上記①～⑤に掲げる場合に準ずる場合

(3) 組合損失超過額（損金不算入額）等の計算

イ 組合損失額の計算

法人の組合損失額とは、次の算式により計算した金額をいいます（措法 67 の 12①、措令 39 の 31④）。

$$\text{組合損失額} = \text{組合事業による組合損金額} - \text{組合事業による組合益金額}$$

(注)1 組合事業による組合損金額とは、法人のその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される金額のうちその組合事業に帰せられる部分の金額をいいます。

2 組合事業による組合益金額とは、法人のその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入される金額のうちその組合事業に帰せられる部分の金額をいいます。

ロ 組合損失超過額（損金不算入額）の計算

この制度により損金不算入とされる金額（以下「組合損失超過額」といいます。）は、原則として、次の算式により計算した金額に相当する金額となりますが、その組合事業が実質的に欠損とならないと見込まれるものに該当する場合には、組合損失額に相当する金額となります（措法 67 の 12①、措令 39 の 31⑤⑦）。

$$\text{組合損失超過額（損金不算入額）} = \text{組合損失額} - \text{調整出資金額（※）}$$

$$(\text{※}) \text{ 調整出資金額} = \left[\text{出資金額等} + \text{前期までの留保利益のうち組合事業に帰せられるもの} \right] - \text{組合事業に係る利益の分配又は出資の払戻し額}$$

(注) 上記算式中、「出資金額等」、「前期までの留保利益のうち組合事業に帰せられるもの」及び「組合事業に係る利益の分配又は出資の払戻し額」については、それぞれ所定の計算方法が定められています（措令 39 の 31⑤一～三）。

(4) 組合損失超過合計額の損金算入

確定申告書等を提出する法人が、各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合には、その組合損失超過合計額のうちその事業年度のその法人の組合利益額（組合事業による組合益金額が組合事業による組合損金額を超える場合のその超える部分の金額をいいます。）に達するまでの金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入されます（措法 67 の 12②、措令 39 の 31⑨）。

組合損失超過合計額とは、その事業年度の直前の事業年度以前の各事業年度における組合損失超過額のうち、その組合損失超過額につき損金不算入の適用を受けた事業年度から直前事業年度まで連続して確定申告

書の提出をしている場合におけるその組合損失超過額を、各組合事業ごとに合計した金額をいいます（措法 67 の 12③四）。

(5) 適用要件等

イ 法人が各事業年度終了の時ににおいて特定組合員に該当する場合には、確定申告書にその組合事業に係る組合損失超過額等の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措令 39 の 31⑦）。

ロ 法人が組合損失超過合計額の損金算入の規定の適用を受ける場合には、確定申告書等にその損金の額に算入される金額の計算に関する明細書を添付することが必要とされています（措令 39 の 31⑥）。

(6) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(5)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 105 の 2、措令 39 の 125 の 2）

〔適用時期〕

平成 17 年 4 月 1 日以後に締結される組合契約及び同日以後に組合員たる地位の承継を受ける法人のその承継（同日前に締結された組合契約に係る組合員たる地位の適格合併等による承継を除きます。）に係る組合契約について適用されます。ただし、航空機の賃貸に係る組合契約については、平成 19 年 4 月 1 日以後に締結される組合契約について適用されます（改正法附則 40①、53①、改正措令附則 1 八、24、32）。

2 有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例制度の創設

〔創設された制度の概要〕

有限責任事業組合契約を締結している組合員である法人のその事業年度の組合事業による損失の額がその法人のその組合事業に係る出資の価額を基礎として計算した金額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する金額は、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しないという制度が創設されました（措法 67 の 13）。

この制度の概要は次のとおりです。

(1) 適用対象法人

この制度の適用対象となる法人は、有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約を締結している組合員である法人です（措法 67 の 13①）。

(2) 組合損失超過額（損金不算入額）等の計算

この制度により損金不算入とされる組合損失超過額は、上記 1 (3)と同様の計算によることとされています（措法 67 の 13①、措令 39 の 32①②）。

(3) 組合損失超過合計額の損金算入

法人が各事業年度において組合損失超過合計額を有する場合のその組合損失超過合計額の損金算入は、上記 1 (4)と同様とされています（措法 67 の 13②③、措令 39 の 32⑤）。

(4) 適用要件等

法人が有限責任事業組合契約の組合員である場合の確定申告書への組合損失超過額等の計算に関する明細書の添付及び組合損失超過合計額を損金算入する場合の手続要件は、上記 1 (5)の手続と同様の内容とされています（措令 39 の 32⑨⑩）。

(5) 連結納税制度

連結納税制度においても、上記(1)から(4)までの措置に準じた措置が講じられています（措法 68 の 105 の 3、措令 39 の 125 の 3）。

〔適用時期〕

有限責任事業組合契約に関する法律の施行の日以後に締結される有限責任事業組合契約について適用されます（改正法附則 40②、53②、改正措令附則 1 八）。

3 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 収益事業の範囲（法令 5 ①二・三チ・五ル、法規 8 の 3 ①、改	○ 公益法人等の収益事業の範囲について、次の改正が行われました。 イ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う不動産販売業及	中小企業経営革新支援法

正法令附則 1 二・三、 3、改正法規附則 1 二、2)	び不動産貸付業のうち収益事業の範囲から除かれるものについて、新事業創出促進法が廃止されたことに伴い、所要の整備が行われました。 ロ 民間都市開発推進機構が行う金銭貸付業について、都市再生特別措置法の改正に伴う所要の整備が行われました。 ハ 核燃料サイクル開発機構の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	の一部を改正する法律の施行の日（平17.4.13）以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 都市再生法等一部改正法附則第1条ただし書に規定する日（平17.4.27）から適用されます。 独立行政法人日本原子力研究開発機構の平成17年10月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、核燃料サイクル開発機構の同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(2) 連結法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額又は連結個別利益積立金額の増加・減少（法令9の2①二・③④、改正法附則10③、11②、改正法令附則4）	○ いわゆる投資簿価修正を行うこととなる事由に、民事再生等評価換えが追加されました。 ○ 連結子法人が自己を合併法人、分割承継法人又は分割法人とする適格合併又は適格分割型分割を行った場合のいわゆる投資簿価修正の計算について、次のとおり改正されました。 イ 既修正額に被合併法人又は分割法人から引継ぎを受ける利益積立金額のうち一定のものを加算します。 ロ 既修正額から分割承継法人に引き継ぐ利益積立金額のうち一定のものを減算します。 その他、これらの適格合併等の前に適格合併等を行っている場合の帳簿価額修正額の計算について、所要の整備が行われました。 ○ 連結子法人が解散（合併による解散を除きます。）した場合のいわゆる投資簿価修正の計算について、本調整を行う前の帳簿価額修正額に次に掲げる金額のうち少ない金額を加算することとされました。 イ その連結子法人の解散の日の翌日の属する事業年度開始の時における調整欠損金額 ロ 既修正等額を減算する前の帳簿価額修正額がマイナスとなる場合のそのマイナス部分の金額から、解散の時における負債の帳簿価額の合計額が資産の帳簿価額の合計額を超える場合のその超える部分の金額を控除した金額	平17.4.1以後にその事由が生ずる場合に適用されます。 平17.4.1以後に適格合併等が行われる場合について適用され、同日前に適格合併等が行われた場合については、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に連結完全支配関係がなくなる場合（連結子法人が解散した場合に限ります。）について適用され、同日前に連結完全支配関係がなくなった場合については、従来どおり適用されます。
(3) 受取配当等の益金不算入制度における株式等に係る負債の利子の額の計算（法令22①二イ、155の8①二イ、改正法令附則2、13）	○ 連結法人株式等及び関係法人株式等のいずれにも該当しない株式等につき、総資産あん分法により控除する負債利子の額を計算する場合において、分子の株式等の帳簿価額の計算上自己株式を含めないこととされました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(4) 寄附金の損金算入限度額（法令73②十一・十二、155の13②九・十、旧法令77①一の三、改正法令附則2、8、14）	○ 損金算入限度額の計算における所得の金額は、次の規定を適用しないで計算することとされました。 イ 措法第66条の9の3第3項《法人税額から控除する特定外国信託の外国税額の益金算入》 ロ 措法第67条の12第1項及び第2項並びに第67条の13第1項及び第2項《組合事業に係る損失がある場合の課税の特例》 なお、連結納税制度においてもこれに準じた措置が講じられています。 ○ 特定公益増進法人の範囲について、日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の独立行政法人への移行に伴い、所要の整備が行われました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平17.10.1以後に支出する寄附金について適用され、同日前に支出した寄附金については、従来どおり適用されます。

(5) 売買目的有価証券の時価評価金額（法令119の13、改正法令附則2）	○ 証券取引法に「取扱有価証券」が規定されたことに伴う所要の整備が行われました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。
(6) 退職年金等積立金に対する法人税（法8、法令156の17～158の7、法令附則16、措法68の4、措令39の36、措規22の21）	○ 厚生年金保険法等の改正に伴う所要の整備が行われました。 ○ 課税の停止の期限が、平成20年3月31日まで3年延長されました。	平11.4.1から平20.3.31までの間に開始する各事業年度の退職年金等積立金に対する法人税の課税は停止されています。
(7) 国内源泉所得（法令177②五、改正法令附則2）	○ 国内にある資産の譲渡により生ずる所得の範囲に、不動産関連法人の株式又は不動産関連特定信託の受益権の譲渡による所得が追加されました。	平17.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(8) 外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準（法141四、法令187①四・⑧～⑫、法規60の3、改正法令附則2） （法令187④～⑥、改正法令附則2） （法令187⑦、改正法令附則2）	○ 国内に恒久的施設を有しない外国法人の申告納税の対象となる課税所得の範囲について、次の改正が行われました。 イ 不動産関連法人の株式又は不動産関連特定信託の受益権の譲渡による所得が追加されました。 ロ 事業譲渡類似株式の譲渡による所得の課税要件の判定対象となる内国法人の特殊関係株主等の範囲に、外国法人が民法に規定する組合契約その他これに類する契約による組合を通じて内国法人の株式等を所有する場合における当該民法組合等の他の組合員が追加されました。 ハ 事業譲渡類似株式の譲渡による所得の課税対象となる株式等の譲渡の範囲に、減資による払戻しにより資産等の交付を受ける場合における株式等の譲渡等が追加されました。	平17.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(9) 漁業協同組合等の留保所得の特別控除（措法61①）	○ 適用期限が平成19年3月31日まで2年延長されました。	—
(10) 共同で現物出資をした場合の課税の特例（旧措法66、68の86、旧措令39の10、39の110、旧措規22の9の4、22の73、改正法附則36、50）	○ 適用期限（平成17年3月31日）の到来をもって、制度が廃止されました。	特定共同出資により平17.4.1前に取得した株式等については、従来どおり適用されます。
(11) 国外関連者との取引に係る課税の特例等（措令39の12①四・五、39の112①四・五、改正措令附則15） （措令39の35の5①五～七、改正措令附則25）	○ 適用対象となる国外関連者の範囲に次の者が追加されました。 イ 内国法人等と外国法人との間に、実質支配関係（事業方針を実質的に決定できる関係）と持株関係（発行済株式総数の50%以上を保有する関係）による連鎖の関係又は実質支配関係のみによる連鎖の関係がある場合の外国法人 ロ 内国法人等と外国法人とが同一の者によって、実質支配関係と持株関係又は実質支配関係のみによる直接の関係又は連鎖の関係がある場合の外国法人 ○ 特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例制度について、上記の改正内容に準じた改正が行われました。	平17.4.1以後に開始する事業年度等分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度等分の法人税については、従来どおり適用されます。 平17.4.1以後に開始する計算期間分の法人税について適用され、同日前に開始した計算期間分の法人税については、従来どおり適用されます。
(12) 内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入等（措法66の6②一、68の90②一、措令39の14③、旧措法66の6②一、改正法附則37①）	○ 内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について、次の改正が行われました。 イ 制度の対象となる外国関係会社の判定に当たり、内国法人の役員等である非居住者の有する株式等を含めることとされました。	左記イ、ロ、ハ、ホの規定は、特定外国子会社等の平17.4.1以後に終了する事業年度に係る適用対象留保金額及び課税対象留保金額について適用され、特定外国子会社等の

(措法66の6①二・②四、68の90①二・②四、措令39の16⑥、改正法附則37①、51①) (措法66の6③、68の90③、措令39の16⑦、39の116⑤、旧措法66の6③、68の90③、改正法附則37①、51①) (措法66の6②二、68の90②二、措令39の15⑤、39の115⑤、改正法附則37②、51②) (措法66の6①、68の90①、措令39の16②③、39の116②③、旧措法66の6①、68の90①、旧措令39の16②③、39の116②③、改正法附則37①、51①) (措法66の8①、68の92①、改正法附則37③、51③) (措法68の3の7～10、措令39の35の7～13、措規22の11、改正法附則44①～③、改正措令附則26)	ロ 合算課税の適用を受ける内国法人の判定に当たり、同族株主グループに内国法人の役員等(非居住者を含みます。)を含めることとされました。 ハ 特定外国子会社等で所在地国基準又は非関連者基準を満たさないものが事業基準、実体基準及び管理支配基準を満たす場合における適用対象留保金額は、その特定外国子会社等の未処分所得の金額から一定の人件費の100分の10に相当する金額を控除した金額とされました。 ニ 特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算において控除する欠損の金額の繰越期間が7年(改正前は5年)に延長されました。 ホ 特定外国子会社等が請求権が異なる株式等を発行している場合には、内国法人が受ける配当等の額に応じて課税対象留保金額の計算を行うこととされました。 ヘ 内国法人が特定外国子会社等から配当等を受ける場合等、一定の事実が生じた場合に損金の額に算入する課税済留保金額は、その内国法人のその一定の事実が生じた日を含む事業年度開始の日前10年以内(改正前は5年以内)に開始した各事業年度に益金の額に算入された金額とされました。 ○ 特定信託の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度について、上記の改正内容に準じた改正が行われました。	同日前に終了した事業年度に係る適用対象留保金額及び課税対象留保金額については、従来どおり適用されます。 左記ニの規定は、特定外国子会社等の平17.4.1以後に終了する事業年度において生ずる欠損の金額について適用され、同日前に終了した事業年度において生じた欠損の金額については、従来どおり適用されます。 左記ヘの規定は、特定外国子会社等につき平17.4.1以後に一定の事実が生ずる場合における課税済留保金額(平12.4.1以後に終了した事業年度分の課税済留保金額に限ります。)について適用され、平17.4.1前に一定の事実が生じた場合における課税済留保金額については、従来どおり適用されます。 同 上
(13) 内国法人に係る特定外国信託の留保金額の益金算入等(措法66の9の2～5、68の93の2～5、措令39の20の2～7、39の120の2～7、措規22の11の2、22の76の2) (措法68の3の11～14、措令39の35の14～19、措規22の20の6)	○ 内国法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例制度として、次の制度が創設されました。 イ 内国法人に係る外国関係信託(注)のうち一定のもの(以下「特定外国信託」といいます。)について、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度と同様、その未処分所得の金額から留保したものとされる一定の金額のうちその内国法人の有する当該特定外国信託の受益権に対応する部分の金額を、その内国法人の所得金額の計算上、益金の額に算入するという制度が創設されました。 ただし、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度とは異なり、本制度においては適用除外規定は設けられていません。 (注)「外国関係信託」とは、外国投資信託のうち特定信託に類する一定のもので、その受益権の総口数のうちに居住者及び内国法人等が直接・間接に保有する受益権の合計数の占める割合が50%を超えるものをいいます。 ロ 上記の適用を受けた特定外国信託に係る外国税額控除制度及び収益の分配等を受けた場合の課税済留保金額の損金算入制度について、特定外国子会社等に係る所得の課税の特例制度と同様の制度が創設されました。 ○ 特定信託の特定外国信託に係る所得の課税の特例制度として、上記の内容に準じた制度が創設されました。	外国関係信託の平17.4.1以後に開始する各計算期間について適用されます。 同 上
(14) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例(措法66の10、68の94、旧措法66の10①二、68の94①、改正法附則38、52)	○ 沖縄振興特別措置法の特定組合等に係る措置が廃止されました。 ○ 適用期限が、平成19年3月31日まで2年延長されました。	平17.4.1前に特定組合等が取得等をした固定資産については、従来どおり適用されます。 —
(15) 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例(措法66の11、68の95、措令39の22、旧措法66の11、68	○ 本州四国連絡橋公団の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構への移行に伴う所要の整備が行われました。 ○ 適用対象業務から、次の業務が除かれました。	日本道路公団等民営化関係法施行法の施行の日(平17.10.1)から施行されます。 平17.4.1前に支出した負

の95、旧措令39の22②六・十一、改正法附則1二十二、改正措令附則22)	イ 電気通信又は情報処理の高度化に資する業務で、高度化を先行的に図る必要がある地域において行われるもの ロ 新事業創出促進法の認定中核的支援機関が行う支援事業に属する業務	担金については、従来どおり適用されます。
(16) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（措法66の11の2、68の96、措令39の23、措規22の12、22の76の2、旧措令39の23、旧措規22の12、改正措令附則23、改正措規附則11）	○ 認定要件等について、次のとおり見直しが行われました。 イ いわゆるパブリック・サポート・テストその他の要件について、実績判定期間で算定することとなりました。 ロ 会員等の範囲から単なる顧客が除かれたほか、いわゆるネットワーク型NPO法人の共益的な活動の範囲から、特定公益増進法人又は認定NPO法人が参加する活動に対する助成が除かれました。 ハ 役員又は社員のうち親族が占める割合に関する要件について、親族の範囲が配偶者及び三親等内の親族に限定されました。 ニ 申請書の添付書類及び各事業年度の報告書類が簡素化されました。	平17.4.1以後に行う認定の申請等について適用され、同日前行った認定の申請等については従来どおり適用されます。
(17) 欠損金の繰戻しによる還付の不適用（措法66の12、68の98、旧措法66の12①二、66の98、改正法附則1十九、39）	○ 中小企業経営革新支援法の中小企業者に係る措置及び沖縄振興特別措置法の特定中小企業者に係る措置が廃止されました。 ○ 設備廃棄等欠損金額につき、本制度の適用除外とする期限が平成19年3月31日まで2年間延長されました。	中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律の施行の日（平17.4.13）前に終了した事業年度において生じた欠損金額については、従来どおり適用されます。 —
(18) 特定の医療法人の法人税率の特例（措法67の2、68の100、平17厚生労働省告示第181号）	○ 社会保険診療報酬の収入割合に関する要件（全収入金額のうちに社会保険診療報酬の合計額の占める割合が80%超であること）について、健康増進法に基づく健康増進事業（健康審査に係るものに限ります。）による収入金額（当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合に限ります。）を社会保険診療報酬の合計額に含めることとされました。	平17.4.1から適用されます。
(19) 農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（措法67の3①、68の101①）	○ 適用期限が平成21年3月31日まで3年延長されました。	—
(20) 投資法人に係る課税の特例（措法67の15、措令39の32の3、改正法附則30、改正措令附則15）	○ 不動産投資法人が一定の特定目的会社の優先出資証券の全部を取得した場合の株式保有要件の特例措置について、その不動産投資法人の運用資産及びその特定目的会社の特定資産の範囲に、不動産の賃借権及び地上権等が追加されました。	平17.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。
(21) 振替国債の利子等の非課税（措法67の16④、改正法附則41）	○ 外国投資信託の受託者である外国法人が、その外国投資信託の信託財産につき支払を受ける特定短期国債の償還差益については、その外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、法人税を課さないこととされました。	平17.4.1以後に特定振替記載等を受ける特定短期国債の償還差益について適用され、同日前に特定振替記載等を受けた特定短期公社債のうち一定のものの償還差益については従来どおり適用されます。
(22) 分離振替国債の課税の特例（措法67の17、措令39の33の2、措規22の19の2、旧措法67の2、旧措令39の33の2、旧措規22の19の2、改正法附則42）	○ 適用要件である非課税適用申告書及び所有期間明細書の提出が廃止されました。 ○ 外国投資信託の受託者である外国法人の、その外国投資信託の信託財産に属する分離振替国債の保有又は譲渡により生ずる所得については、その外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、法人税を課さないこととされました。	平17.4.1以後に振替記載等を受ける分離振替国債及び同日前に旧法の適用要件にしたがって振替記載等を受けた分離振替国債の保有等により同日以後に生ずる所得等について適用され、振替記載等を受けた分離振替国債の保有等により同日前に生じた所得等については、従来どおり適用されます。